

第 2 号様式

香川県県税事務所長 殿

県 税 確 認 欄	鳥獣保護管理法施行規則第 65 条第 1 項
	☐ 第 7 号該当 (許可捕獲者)
	☐ 第 8 号該当 (許可捕獲従事者)
	☐ 第 9 号該当 (認定鳥獣捕獲等事業者の従事者)
	☐ 対象鳥獣捕獲員

年 月 日

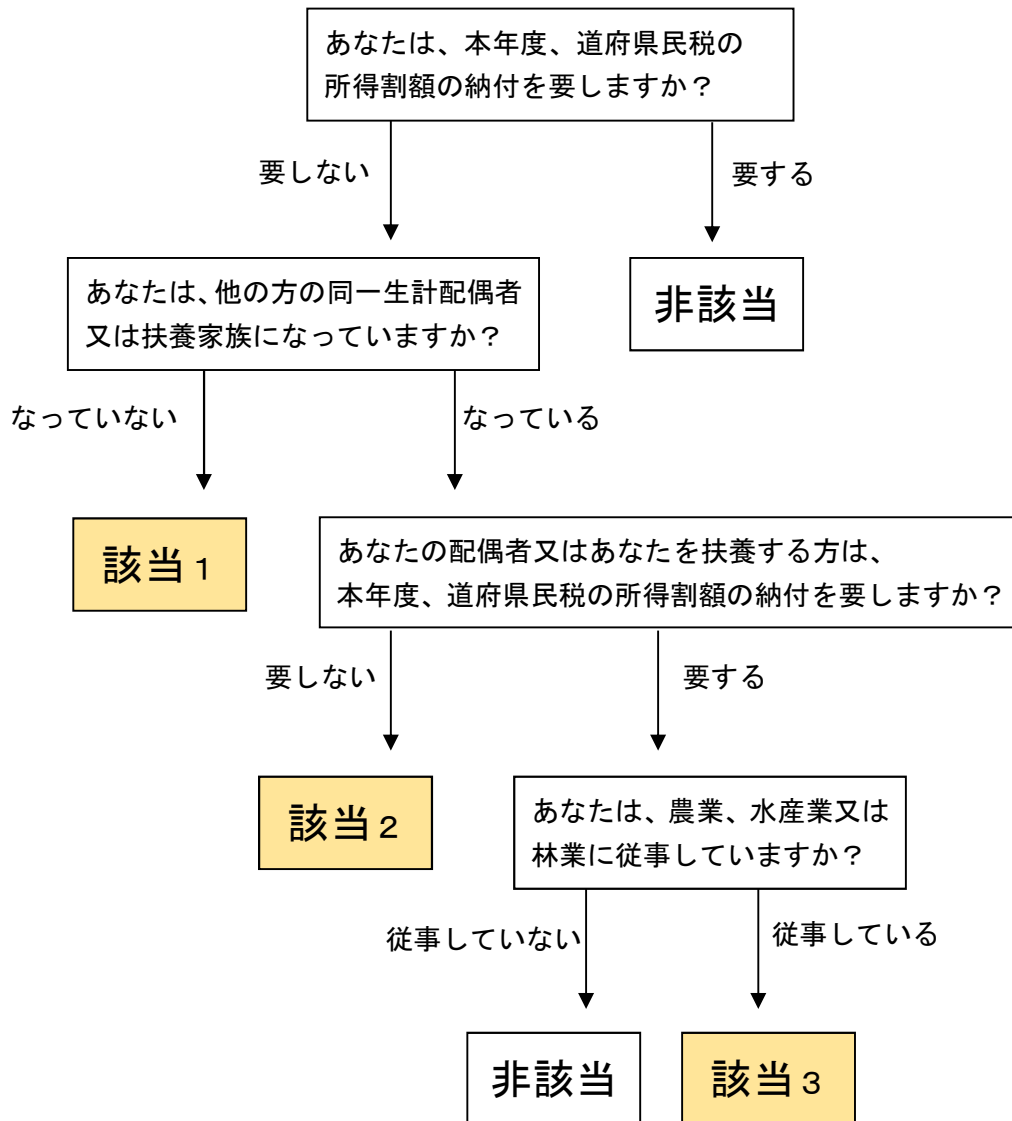
住所	
職業	
氏名	

狩 猟 税 申 告 書

狩 猟 免 許 の 種 類		納税済印押印欄	
第一種銃猟免許	(1) ライフル銃 (2) 散弾銃 (3) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)		
網猟免許			
わな猟免許			
第二種銃猟免許			
税 率 区 分	地方税法条文	納 付 額	
		本則税率	許可捕獲者に 係る特例税率
1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 で、2 に掲げる者以外のもの	第 700 条の 52 第 1 項第 1 号	16, 500 円	8, 200 円
2. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要 しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該 当する者 (農林水産業に従事している者を除く。) 以外 の者	第 700 条の 52 第 1 項第 2 号	11, 000 円	5, 500 円
3. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受 ける者で、4 に掲げる者以外のもの	第 700 条の 52 第 1 項第 3 号	8, 200 円	4, 100 円
4. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける 者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付すること を要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該 当する者 (農林水産業に従事している者を除く。) 以外 の者	第 700 条の 52 第 1 項第 4 号	5, 500 円	2, 700 円
5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	第 700 条の 52 第 1 項第 5 号	5, 500 円	2, 700 円
6. 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の狩猟者登録を受ける者	附則第 32 条	課税免除	
7. 対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受ける者			
注 意			
①「狩猟免許の種類」欄は狩猟免許の種類及び使用する猟具の番号を○印で囲んで下さい。			
②「税率区分」欄は該当番号を○印で囲んで下さい。「税率区分」2 又は 4 の適用を受ける方は、 必ず住所を有する市町村長発行の証明書を裏面に貼付して下さい。			
③「納付額」欄は該当税額を○印で囲んで下さい。			

証明書はここに貼付して下さい。

第 700 条の 52 第 1 項第 2 号又は第 4 号該当者の判定表



※ 狩猟税第 1 号様式以外の証明書を添付する場合には、「該当 1」から「該当 3」のいずれに当たるかを○印で囲んでください。

なお、後日、県税事務所の調査等によって、申告内容が真実と相違していることを確認した場合には、不足税額の追徴等をさせていただきますのでご注意ください。